

令和6年第4回定例会総務委員会会議録

令和6年12月13日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

加藤 勉 委員長
櫻井 速人 委員
石嶋 照幸 委員
大竹 昇 委員

金剛寺 博 副委員長
山宮留美子 委員
岡部 賢士 委員

執行部説明者

市長 萩原 勇
総合政策部長 坪井 龍夫
総務部次長 梁取 忍
危機管理監 柏崎 治正
防災安全課長 関口 道治
財政課長 富塚 祐二
納税課長 松本 博実
管財課長 生井 利幸
デジタル都市推進課長 栗山 哲也
会計課長 菊地ひろみ
企画課長補佐 田中 康弘（書記）

総務部長 大貫 勝彦
議会事務局長 中嶋 正幸
総合政策部次長兼企画課長 岡野 功
会計管理者 永井 悟
人事行政課長 藤平 浩貴
税務課長 森下 健史
管財課長 平野 総雄
秘書広聴課長 青木 誉
まちの魅力創造課長 石崎 清浩
議会事務局課長 伊藤 正晶

事務局

課長補佐 廣瀬 正幸

議題

- 議案第2号 龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号））

○加藤委員長

皆さん、おはようございます。

開会前に申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

傍聴の方に申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議案第13号の所管事項、報告第1号、以上3案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第2号、龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

これは、育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うものでございまして、本条例で引用する同法の規定が削除されたため、同法に新たに設置された規定を引用するための改正を行うものでございます。

具体的には、議案書をご覧になっていただきますと、第14条の部分休業の承認の非常勤職員に対するものの改正でございまして、改正前は、介護をするための時間の根拠がですね、育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の第61条第32項において読みかえ準用する同法同条第29項の規定となっておりますが、こちらが削除されまして、改正後の同法第61条の2第20項の規定に変更となったため、介護をするための時間の根拠法令の変更によりまして、引用条項を変えたものでございます。

なお、引用条項の変更のみでございまして、当該条例の内容については変更ございません。

以上でございます。

○加藤委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

大竹委員。

○大竹委員

この条例の改正に対してどうのこうのじゃなくて、私としては市民の皆さんにお知らせする中で、やはり私が知りたいのは、育児休業等のこの条例を改正するその前に、日本における育児介護休業法の時代的背景とかね、経過というものをちょっとお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

はい、お答えします。

育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法ですが、こちらは少子高齢化ですとか人口減少のもとで、出産や育児、介護による労働者の離職を防いで、希望に応じて、男女ともに仕事や育児を両立できる社会の実現を目指して、平成3年に成立し、平成4年から施行されております。

この間、対象ですね、正職員だったものが非常勤のものに拡充したりですとか、その取れる回数を増やしたりですとか、あとはそういった休暇制度そのものの充実を図ってきた他、事業者側にその説明をする責任を持たせたり、といったようなことが取り組まれてきております。

今回につきましても、そもそもの法の趣旨は変わらず、そちらを強化するような意味合いで改正されております。

具体的に今回の改正で言いますと、短時間勤務ですとか、時差勤務などといった柔軟な働き方を実現するための措置、今も可能なんですけど、そちらを今は3歳までのお子さんを対象としているんですけど、それを小学校に上がるまでを可能にしたりですとか、お子さんの看護休暇、こちらの対象も小学校、今上がるまでとなっているんですけど、3年生までに拡充するような内容となっております。

また、今お話した看護休暇なんですけど、いわゆる病気の看護のときに取れる休暇となっているんですけど、こちら、お子さんの学校行事などでも取れるようにしようということで、より柔軟な方向を目指すようなものとなっております。

以上です。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

この改定についての理由とか、そういうのは大体よく分かったんですけども、私がひとつ捉えているのは時代の流れの中で男性と女性、今まで女性の場合には家庭で見守りをするような時代背景だったんですけども、大きく最近、というより世界の時代の流れも変わってきているし、キャプテンシーでも女性が結構多くなってきたり、これからの社会の中で、私自身は長年商業に従事してきましたけれども、かなりこの女性目線で物を考えていかなければならない。

で、女性の考え方が、ひとつはその消費とか、これからの生活要素に対しての物の考え方とか、そういうのがどんどん、どんどん変わってきて、またそれが時代の流れの中で、経済的にも生むような時代に背景になっているという。

その辺のところをちょっと、もっとグローバルに、日本の場合に、そういうところの目線で、こういう形のものが今度は、この職員の皆さんに対しても認識していただきたいなというような形で改定されていくのではないかというふうに思いましたんで、質問させていただきました。

以上です。

○加藤委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案2号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書別冊1をご用意ください。別冊1、1ページでございます。

議案第13号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）でございます。

この補正は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億1,207万2,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ330億9,715万8,000円とするものでございます。

あわせて、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債について補正を行っております。

それでは初めに、総務部所管事項について、ご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。6ページ、第2表、継続費補正でございます。

追加といたしまして、アナログ規制点検見直し作業、総額385万円。年割額は令和6年度が66万円、令和7年度が319万円を計上しております。

こちらにつきましては、アナログ規制の点検、見直しの実施に係る委託事業でございまして、令和6年度は職員への制度解説及び情報提供、令和7年度は例規影響調査、現在の例規に規定されますアナログ規制の洗い出し作業、それに伴います検討資料の策定等の業務を予定しております。

事業期間は2年間を見込み、継続費を設定したところでございます。

続きまして、第3表、繰越明許費補正でございます。

一番上、人事給与システム運用費でございます。

こちらにつきましては、令和8年1月からの人事給与システム更新に伴いまして、現行のシステムからの移行作業について、令和7年1月、令和7年5月、令和7年7月の3回を予定しております。年度を跨ぐことによるため、繰越を設定するものでございます。

限度額は220万円でございます。

続きまして7ページです。債務負担行為補正でございます。

例年12月補正におきましては、新年度、来年度7年度の当初からの円滑な業務実施を担保するために、債務負担行為を設定して6年度中に契約を行い、7年度早々に業務を開始するというような趣旨の債務負担行為が多いんですが、今回も同様でございまして、新規16件、例年同様のものが120件の、136件について設定を行おうとするものでございます。

総務部所管事項といたしましては、7ページの3段目、職員採用管理システム利用契約から11番目の文書管理・電子決裁システム構築及び利用契約でございます。

この中で新規のものとしたしましては、3番目の職員採用管理システム利用契約でございまして、これは職員採用にかかりまして、公官庁用に特化した採用プラットフォームを導入し、求人の掲載や魅力発信、応募受付から内定承諾に至るまでのオールインワンサービスを行おうとするものでございます。

限度額は59万4,000円です。

その他、新規としたしましては、11番目の文書管理・電子決裁システム構築及び利用契約で、これは令和6年度から開始いたしまして、令和13年度までを予定しております。

限度額は1億877万5,000円です。

これにつきましては、文書に係る收受、起案、決裁、文書の管理保存、廃棄等の一連の事務を行う機能を有する文書管理電子決裁システムを構築いたしまして、その後、利用契約というようなこととなります。

その他、総務部所管事項7ページでは、下から2番目の行政実務解説検索システム利用契約がございました。

続きまして、8ページをお願いします。8ページの3番目ですね、市民総合賠償責任保険等加入にかかる申込から、7番目の保全マネジメントシステム利用契約、こちらが例年どおりでございます。

続きまして9ページです。9ページの下から9番目、旧城南中学校管理にかかる業務委託契約、それと新規でございまして旧大宮小学校管理にかかる業務委託契約、これは閉校となります学校の管理にかかる費用を計上したものでございます。

飛びまして13ページになります。13ページの3段目、市営住宅管理にかかる業務委託契約、防

災アプリ利用契約、防災情報伝達設備保守業務委託契約、こちらにつきましては、例年どおりの計上となっております。

続きまして 15 ページをお開きください。第 5 表、地方債補正のうちの変更でございます。

15 ページの一番上、富士見坂法面对策事業でございます。

こちらにつきましては、竜ヶ崎二高の侵入路であります、通称富士見坂の改修にかかる県負担金の財源でございます。

こちらにつきましては、底地が龍ヶ崎市所有で、使用しているのが茨城県というようなことで、折半で法面を改修するというので当初予算に計上済みでございますけれども、今般、茨城県において実施設計が完了したところ、工事費ですね、資材、人件費とも高騰の影響などによりまして、2,000 万円ほどの不足が見込まれるということで、折半でございますので、龍ヶ崎市の持ち分も 1,000 万円上がるということでございます。

その財源といたしまして、75 パーセント相当の 750 万円を増額し、限度額を 4,460 万円とするものでございます。

続きまして、その表の一番下、消防自動車整備事業でございます。

こちらにつきましては、当初予算におきましては本年度、小型動力ポンプ付積載車 3 台の購入を予定しておりましたが、消防団の合併により 2 台になったというようなことで、実際の発注は 2 台でございましたことから、1 台分相当を減額するもので、1,230 万円の減額をし、限度額を 2,330 万円とするものでございます。

続きまして歳入でございます。

19 ページをお開きください。19 ページ下から 3 つ目の箱、財産収入の財産売却収入でございます。

土地売却収入として 225 万 6,000 円を計上しております。

これは、県事業であります美浦栄線バイパス整備事業に伴う市有地の売却に伴うものでございます。

その下、寄付金、一般寄付金 61 万 7,000 円でございます。

これは明治安田生命さんより寄付がございましたので、その計上となっております。

最後、その一番下、基金繰入金の財政調整基金繰入金です。

財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算にかかる財源手当として、1 億 6,312 万 7,000 円の繰入を予定しております。

20 ページをご覧ください。

2 段目の箱、県後期高齢者医療広域連合派遣負担金、市シルバー人材センター派遣負担金で、それぞれ 11 万 9,000 円と 2 万 2,000 円の計上でございます。

こちらにつきましては、派遣職員の標準報酬月額の見直しによりまして、派遣先負担の共済費分の増額がありましたことから、その受入れでございます。

一番下の箱、市債につきましては、富士見坂法面对策事業債、消防自動車整備事業債については、先ほどご説明したとおりでございます。

続きまして、22 ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、人件費でございます。

これは、各項目に計上されておりますのでトータルで説明させていただきます。

まず、一般職の職員給与費でございますが、人事異動、退職、育児休業等を反映した他、時間外勤務手当をはじめ、各手当の執行状況の増減に応じた補正を行っております。

給料に関しましては、トータルで 581 万 8,000 円の減、職員手当等につきましては、1,155 万円の増、共済費につきましては 216 万 2,000 円の減となっております。

続きまして、会計年度任用職員給与費でございます。

新規採用及び退職等の反映に応じた補正となっております。

報酬につきましては、トータルで 56 万 4,000 円の減、職員手当等は 18 万 9,000 円の減、共済費は 16 万 3,000 円の増、通勤手当相当の旅費につきましては 14 万 8,000 円の減というようなところで

ございます。

歳出の内容でございます。

まず、22 ページ上から3 段目、職員管理費の需用費でございます。

これは一般職員、会計年度職員、全ての名札の方を、現在ひらがな表記と改めております。

所属課等も入っているため、来年4 月の異動等に備えて、これを準備するための経費を計上しております。

続きまして、人事給与システム運用費の委託料でございます。

これは、先ほど繰越明許費設定でご説明申し上げましたが、令和8 年1 月からの人事給与システム更新に伴う、現行データの移行作業の予算計上でございます。

続きましてその下、職員厚生費でございます。

こちらは、令和7 年4 月の採用者にかかります作業着の購入、及び採用時の健診委託料の増額でございます。

続きましてその下、法制事務費でございます。

これも継続費でご説明いたしました、アナログ規制点検・見直し支援業務委託の委託料でございまして、今年度の年割額66 万円を計上したところでございます。

このページの一番下、庁舎管理費でございます。

これにつきましては、庁舎共通管理費と本庁舎管理費、それぞれございますけれども、役務費の通信運搬費で計上しておりました内線工事関係の経費、これは令和7 年の各課の異動に伴うものでございますが、その内容を精査した結果、役務費から工事請負費に項目変更するもので、内容には変更ございません。

1 つ飛びまして、富士見坂法面对策事業については、先ほど起債の際にご説明したとおり、県への負担金が1,000 万円の増額となるものでございます。

続きまして、この箱の一番下、公共施設維持整備基金費につきましては、歳入の際にありました、美浦栄線バイパス整備に伴う市有地売却収入を公共施設維持整備基金に積立てようとするものでございます。

24 ページをお願いいたします。

一番上の箱の2 段目、賦課徴収費の徴収事務費の役務費でございます。

こちらは、市税等の徴収にかかります郵便料金が改定されたことに伴います、郵送料の不足額の見込額の増額でございます。47 万2,000 円の計上となっております。

飛びまして、29 ページをお願いいたします。29 ページの衛生費、保健衛生費の7 番、保健福祉施設費の保健福祉施設管理運営費でございます。

こちらも庁舎と同様、保健福祉等のP B X 内線工事、電話交換機の内線工事、こちらを役務費から工事請負費に組み替えるもので、内容については変更ございません。

続きまして、33 ページをお願いいたします。33 ページの一番上、土木費、住宅費の中の市営住宅管理費でございます。

これは、茨城県住宅管理センターへの委託料に含まれております、入居前の空き家の修繕、ルームクリーニング、給湯器・給排水修繕費が想定を上回る執行となっておりまして、不足が見込まれるため、422 万6,000 円を増額するものでございます。

続きまして、2 段目の箱、消防費でございます。

一番上、常備消防費は、稲敷地方広域市町村圏事務組合の負担金でございます。

これは負担金の中の、庁舎特別負担金の確定に伴う減額でございます。34 万9,000 円の減となっております。

その下、消防施設費の消防施設整備事業備品購入費につきましては、起債の際に説明もいたしましたが、小型動力ポンプ付積載車を当初予算で3 台購入見込みでございましたが、消防団の合併により実際の発注は2 台であったことから、1 台分相当及び入札差金等を減額するものでございます。

総務部所管事項については以上となります。

○坪井総合政策部長

続きまして、総合政策部所管事項についてご説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。第3表の繰越明許費補正でございます。

2 行目、住民情報基幹系システム標準化改修事業です。

システム標準化改修について、全国的な作業集中によりベンダーにおいて令和6年度内での事業完了が見込めないため、繰越すものでございます。

続きまして7 ページになります。第4表、債務負担行為の補正でございます。

12 行目の、会議録作成システム利用契約から4つ、メール配信サービス利用契約まで、及び、次の8 ページ、8 行目の、電算棟施設管理にかかる業務委託契約から8つ、庁舎等無線LAN保守業務委託契約まで、及び、2つ飛びまして、龍・流連携デジタルサイネージ利用契約、9 ページになりまして、6 行目の、たつのこわくわくワークイベント運営業務委託契約、及び、その下の牛久沼不法投棄ごみパトロール業務委託契約の合計 15 項目が総合政策部の所管となります。

いずれも、年度当初から業務を行うために今年度中に契約する必要があるため、限度額を定めるものでございます。

次に 18 ページをお願いいたします。

歳入になります。

5 行目の、デジタル基盤改革支援事業費です。

住民情報基幹系システム等のシステム標準化対応改修に係る国庫補助対象事業費について、決算見込みに基づく補助対象事業費の精算による減額でございます。

22 ページをお願いいたします。

歳出になります。

7 行目、個人情報保護費です。

報酬の増は、情報公開・個人情報保護審査会開催予定回数が増加しており、そのための委員報酬の増額でございます。

委託料の減額は、職員向け個人情報保護制度研修について、国の地域情報化アドバイザー制度を活用して実施したことにより、費用が不要となったことによる減額でございます。

23 ページになります。

3 行目、住民情報基幹系システム標準化改修事業です。

住民情報基幹系システム標準化対応、及び、標準化に伴う関連システム移行対応業務委託費の契約差金分の減額でございます。

1つ飛びまして、婚活支援事業です。

婚活イベントを、茨城県稲敷市、つくばみらい市、いばらき出会いサポートセンターとの共催で行うこととなり、委託料が不要となったことによる減額でございます。

その下、若者・子育て世代賃貸住宅延長補助事業です。

令和6年度の申請見込みによる不足額の増額でございます。

24 ページをお願いいたします。

4 行目、戸籍電算システム標準化改修事業です。契約差金分の減額でございます。

28 ページをお願いいたします。

3 行目になります。健康管理システム標準化改修事業です。

これも契約差金分の減額でございます。

総合政策部の説明は以上です。

○加藤委員長

中嶋議会事務局長。

○中嶋議会事務局長

続きまして、議会事務局の所管事項をご説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正でございます。

上から、市議会だより印刷製本契約、並びにその下、議場映像音響設備保守業務委託契約でございます。

これは、年度当初から業務を行うため、例年設定させていただいている適正な契約期間の確保に要するものでございます。

説明については以上です。

○加藤委員長

永井会計管理者。

○永井会計管理者

続きまして、会計課所管についてご説明いたします。

7 ページをお願いします。

債務負担行為補正です。表の一番下になります。

公金総合賠償責任保険等加入に係る申し込みと、次の8 ページになります。

一番上の庁舎非常通報装置保守点検業務委託契約は、例年どおりの計上となっております。

その下の、会計課窓口用事務機器保守にかかる業務委託契約は、歳出の部で計上しました窓口用レジスターの導入に伴う年間保守で、新規でございます。

次に、22 ページをお開きください。

歳出でございます。

4 番、会計管理費の会計事務費になります。

会計事務費で145 万1,000 円の増額補正をしておりますが、その内訳でございますが、郵送料、及び公金取扱手数料が不足することが見込まれるため、役務費を7 万7,000 円増額し、備品購入費として窓口用レジスター1 台、137 万4,000 円を計上したものでございます。

その下、送金等関連システム運用費でございますが、これは公金伝送システム回線の月額使用料が本年11 月から値上げになったことから、1 万6,000 円を増額するものでございます。

続きまして、5 の財産管理費、ページは23 ページになります。

上段にある、物品管理費でございます。

この予算は、全庁的に使用する消耗品など一括計上しておりますが、今年度、プリンター用消耗品の価格が高騰したことにより、予算が不足することが見込まれるため、62 万7,000 円を増額補正するものでございます。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

すいません、何点かお聞きします。

まず9 ページのところで、ここは債務負担行為ですけど、旧城南中管理にかかる業務委託契約で103 万円計上されてますけれど、旧城南中については、この間の全協で優先交渉権者が決定したという報告まではお聞きしたところですけど、この103 万については、7 年度1 年分の金額でとりあえず計上してあるんでしょうか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

はい、債務負担の額としましては1年分を計上してございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

時期がね、渡す時期は明快じゃないと思いますんで。

はい、ここは結構です。

次にですね、18 ページのところの、デジタル基盤改良支援事業費で、国庫支出金のところでマイナス3,220万3,000円というのがあって、同じく23 ページのところで、歳出の部分で、契約差金の住民基幹系システム情報化改修事業でマイナス1,127万6,000円というのが、両方共通する国のデジタル標準化に伴うものだと思いますけれど、そうすると、差額が2,092万7,000円ほど残ってしまうというふうになると思うんですけれど。

基本的に、このデジタル標準化に伴う費用というのは国の負担ということになってるわけですけど、この部分については国の支援に入らなかった部分かというふうに思うわけですけど、この辺についてお聞きいたします。

○加藤委員長

栗山デジタル都市推進課長。

○栗山デジタル都市推進課長

歳出予算の、住民情報基幹系システム標準化改修事業、23 ページについてです。

そちらで、1,127万6,000円の減額につきまして、ご説明をまずさせていただきます。

こちらの方が、標準化改修事業とありますが、標準化にあたる20業務、こちらに関連するシステムの改修でございまして、国の補助には該当しないものでございます。

そちらの契約につきまして、市の単費での支出を予定したものではございますが、見積もり内容の精査等により減額になったものの契約の差金を減額するものでございます。

よって、歳入の予算、18 ページにあるデジタル基盤改革支援事業費の3,220万3,000円の減額には関係のないものでございます。

続きまして、18 ページ、歳入予算、デジタル基盤改革支援事業費の3,220万3,000円、こちらの減額の内容について、ご説明をさせていただきます。

住民情報基幹系システム標準化改修事業のうち、補助金での該当を見込んで、当初2億3,580万1,000円、こちらで契約を行いました。20業務以外の関連業務として申請をしていた部分の2,170万2,000円、こちらは国の補助に該当しないことが判明した部分、それから、衛生費、健康管理システムの標準化改修事業、こちら20業務標準化の対象にはなるんですが、そちらの契約につきましても、当初、改修事業として見込まれていた見積より、1,030万5,000円の減額があったもの、また、その他の契約の差金も合わせて、合計3,220万3,000円が減額になったものでございます。

説明は以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

必ずね、標準化しようと思うとすれば関連システムも改修しないといけないというふうになると

思いますけれど。

そこは、国が負担しないということでどうかな、というふうに思うところですけど、一応、分かりました。

次にですね、22 ページの人事給与システムの運用費で、220 万繰越明許費になって、8 年度から新しい内容の給与システムに移行するということでしたけれど、この辺の新しい内容っていうのは、どのように変わるのかについてだけお聞きします。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

先ほど総務部長からご説明したとおりで、職員の人事や給与を管理しています人事給与システムの入替のためのデータ移行となっております。基本的な内容が変わるものではございません。

先ほどお話したとおり、令和 8 年からの稼働を予定しておりまして、システムには人事台帳ですとか給与、共済、社会保険などの膨大なデータがございますけれども、そちらが複雑に関連していますので、それらのデータを新しいシステムに円滑に移行できるようにデータを整理したり、そのためのプログラムを作成したりするような作業が必要となってまいるために、今回上程しております。

こちら先ほどご説明しましたとおり、データ移行を確実に進めるために、作業を 3 回繰り返して行うというような予定となっております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

はい、分かりました。最後 1 点、お聞きします。

33 ページの消防費のところの、消防施設整備事業、備品購入費のところ、消防団の合併によって 3 台が 2 台になって、1 台分の予算を減額するということでしたけれど、合併したのは 8 分団の中だというふうにはお聞きしましたけど、同じ 8 分団なんで隣接する地域だと思うんですけど、もうちょっと詳細と、さらに合併したところは何人くらいになってしまって合併せざるを得なくなってしまったのかとか、ちょっと状況、分かればお願いいたします。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えいたします。

更新の方の状況なんですけれど、龍ヶ崎市消防団車両更新計画を定めまして、平成 27 年度から順次、20 年近く経過したものを更新していくというような形で、令和 6 年度につきましては 3 台予定しておりました。

その中で、今年度になりまして 8 分団 5 部、所管が小通幸谷ですね、と、8 分団 4 部、庄兵衛新田を所管しているこちらの合併の話が進みまして、将来的に 8－5 の小通幸谷の方が吸収合併されて、8－4 になるというような話がありました。

で、3 台予定していたんですが、そういった合併の話も進みまして、2 台購入するというような形で 9 月の定例会の方に上程させていただいた経緯がございます。

人数なんですが、8－4の方が7人、8－5の方が8人。合計15人で、7人と8人でカバーしていたんですが、これが1つになると15人というような形での組織運営になるというような形になります。

以上でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

それぞれが10人以下になってしまったということで、なかなか日常活動が難しくなったんだとは思われますけどね、残念だったかと思います。

以上で結構です。ありがとうございました。

○加藤委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案13号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、最後に報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号））について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは別冊2をご覧ください。別冊2、57ページでございます。

報告第1号、処分第10号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）でございます。

この補正につきましては、10月27日に執行いたしました、衆議院議員総選挙の経費を専決処分させていただいたものでございます。

これにつきましては、解散に伴う選挙ということで、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により処分させていただいたものでございます。

内容でございます。

この予算は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2,915万4,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、それぞれ326億8,508万6,000円とするものでございます。

続きまして62、63ページをお願いいたします。

63ページの歳出でございますけれども、こちらにつきましては衆議院議員選挙費ということで、トータルで2,915万4,000円の計上でございます。

こちらにつきましては、選挙管理委員、立会人さん等の報酬でありますとか、職員の時間外勤務手当等の人件費、その他、選挙執行にかかる経費でポスター掲示場でありますとか、そういったものもろの経費を計上させていただき、歳入におきまして総務費、委託金の選挙費委託金で、選挙啓発推進に係る事業費、開票速報の事業費、それに本来の選挙費として歳入を受け入れたものでございます。

で、財政調整基金繰入金で48万6,000円を計上しております。

こちらにつきましては、国政選挙でございますから、本来、その全額を県経由の国費で賄うというようなことでございますけれども、今回執行しました経費のうち、歳出の方の予算の下から2つ

目、備品購入費 109 万 3,000 円がございすけれども、これは市役所期日前投票所設営にかかる、間仕切りのポールを購入した経費でございす。

こちらにつきましては、選挙は全部で9つございまして、衆議院の小選挙区・比例区、参議院の小選挙区・比例区、あと国民審査、それで国政関係が5つございす。

地方選挙が県知事、県議会、市長、市議会と4つございすので、合わせて9つあるものでございすけれども、備品につきましては地方選挙にも使える、永続的に使えるというようなことで、国政の分、9分の5の部分が国費対象となりまして、9分の4の部分は単費というようなこととなります。

したがって、109 万 3,000 円掛ける9分の4ということで、48 万 6,000 円が単費扱いとなるというような予算を組ませていただき、執行させていただいたところでございす。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
金剛寺委員。

○金剛寺委員

今、部長から説明のありました、この備品購入費のうちの一部が一般財源というか、市の負担になるということでありましたけれど、この辺の区分がですね、私も全額国の負担かというふうに思っていましたけれど。

もう少し、どういう規定になっているのか教えていただきたいと思います。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

選挙の費用ですが、こちら国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づきまして、投票所に要する経費ですとか開票所に要する経費などですね、そちらについて様々な基準が定められております。

そういった基準の中で基本的には賄えておりますので、通常、国の選挙においては自治体の方で費用負担は発生しないんですが、先ほど総務部長がご説明申し上げましたとおり、備品につきましては地方の選挙においても使用できるということで、地方に関係する4つ分ということで9分の4は市の方で負担するというような形となっております。

以上です。

○加藤委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。